

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学
連合小児発達学研究所ハラスメント防止対策委員会規程

(設置)

第1条 大阪大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第9条第1項の規定に基づき、大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所（以下「研究科」という。）に大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所ハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、「ハラスメント」とは、大阪大学におけるハラスメントの防止等に関する規程に定める行為をいう。

(業務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメント防止のための啓発活動の企画及び実施に関すること
- (2) 教職員及び学生に対する研修に関すること
- (3) ハラスメントの再発防止策の検討に関すること
- (4) その他研究科長が必要と認めること

(組織)

第4条 委員会は、各構成大学から選ばれた研究科の専任教員各2名（うち1名は教授に限る。）をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が任期中に辞任した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究科長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(ハラスメント相談員)

第6条 委員会に教職員及び学生に係るハラスメントの相談窓口として、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員は、委員及び大阪大学医学系研究科総務課専門職員をもって充てる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及びハラスメント相談員並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応に関わる者は、関係者の名誉、人権及びプライバシーを尊重するとともに、知りえ

た秘密をその任務中及び任務後において漏らしてはならない。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、連携大学の研究科事務担当者の協力を得て、大阪大学医学系研究科事務部で行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定により最初に選出された委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。